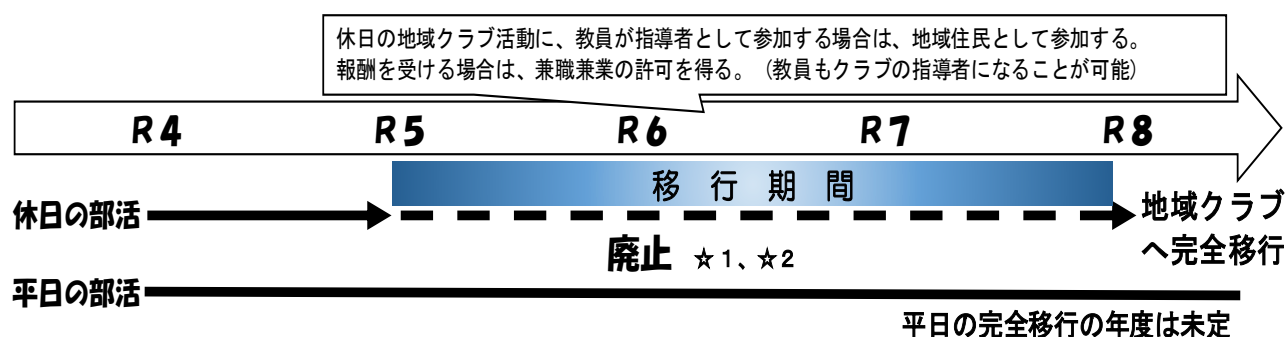


新庄市における部活動地域展開について

1. これまでの経過について

本市における休日の部活動の地域展開は、国や県の方針を踏まえ、令和4年度から学校、保護者、スポーツ・文化団体などから構成する「新庄市休日の部活動の地域展開検討委員会」にて検討を進めてきました。検討を踏まえ、令和5年3月に「新庄市休日の部活動の地域移行方針」を策定し、令和5年度から令和7年度末までを休日の部活動の地域移行期間とし、令和8年度からは休日の部活動を廃止し、休日は地域クラブ活動のみとすることにしています。

【部活動の地域移行スケジュール】



(1) 国と県の考え方について

- ・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。
- ・これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。
- ・障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

(2) 市の目指す方向性

- ① 「休日の部活動の地域移行」から進め、令和6年度からは休日の部活動を廃止する。
- ② 地域クラブ等に加入するかどうかは、生徒自身が選択する。
- ③ 休日の活動を希望する生徒のために、地域クラブ等を受け皿として整備する。

※部活動と違う競技や文化活動に参加できる。

⇒受け皿となる「地域クラブ」は、運営体制や責任の所在を明確にするため、市へ登録してもらう。

2. 令和8年度からの方向性

急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくため、新たな国のガイドラインを踏まえ、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図っていきます。平日の部活動の地域展開については、国や県の動向を注視しながら、取り組める部活動から実施していきます。



←国の新たな
ガイドライン
2次元コード

3. 令和8年度からの新たな取り組みについて

(1) 地域クラブ活動に関する認定制度の導入

①新庄市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定

- ・部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等との観点から、国が示す認定要件及び認定手続きに基づき、新庄市において「地域クラブ活動」を認定する仕組みを構築します。

(認定要件)

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ・適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ・活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ・適切な指導の実施体制が確保されていること
- ・適切な安全確保の体制が確保されていること
- ・適切な運営体制が確保されていること
- ・学校等との連携が適切に行われていること

②認定の流れについて



- 1) 地域クラブ活動の実施団体が、市に認定の申請を行います。
- 2) 市は、申請された内容等が、認定要件を満たしているか確認します。
- 3) 市は、(2)の確認がとれたら申請のあった地域クラブ活動を認定します。

③申請方法

新庄市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書（様式第1号）（以下「認定申請書兼誓約書」という。）に、次に掲げる書類を添え、教育委員会社会教育課スポーツ推進係に提出して下さい。

- (1) 地域クラブ参加者一覧表（様式第2号）
- (2) 新庄市地域クラブ活動認定要件確認書（様式第3号）
- (3) 団体の規約または会則等
- (4) 保険加入証明書の写
- (5) 指導者の取得している資格が分かる書類（認定証等）の写
- (6) 地域クラブ活動の活動計画書（任意様式）
- (7) 地域クラブ活動に係る収支計画書（任意様式）
- (8) その他教育委員会が必要と認める書類

※（別紙様式）休日の地域クラブ活動にかかる補助基準額算定書

「休日の地域クラブ活動の活動費等の支援」を受けたいクラブのみ

※教育委員会は、上記申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、認定要件を満たすと認めるときは、「新庄市認定地域クラブ活動」として認定します。

④申請期間

3月25日（水） 認定地域クラブ説明会

4月1日（水） 地域クラブからの申請受付開始

※書式は、ホームページからのダウンロード、または、市に登録している地域クラブにメールにて送付します。

※ホームページには、3月30日以降掲載予定。

4月15日（水） 一次締め切り（募集は継続）

4月末 新庄市認定地域クラブの決定

(2) 認定地域クラブへの支援について

①休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（別紙資料参照）

- ・指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等

②経済的困窮世帯の生徒への支援

- ・参加費、保険料
- ・対象 生活保護世帯、住民税非課税世帯、児童扶養手当の支給等

③社会教育課所管施設の使用料の減免

1) 新庄市社会教育施設の使用料の一部減免について

部活動の地域展開を推進するため、新たに社会教育施設の使用料を一部減免いたします。

- ・萩野地区公民館、八向地区公民館 ⇒70%
- ・市民プラザ、わくわく新庄、雪の里情報館、市民文化会館（文化活動に限る）⇒50%

2) 体育施設の附帯設備等使用料の減免について

最上地区中学校体育連盟の主催する大会、これに参加する市内の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）及び認定地域クラブが行う大会 2 週間前からの練習における体育施設の附帯設備等の使用料については、全額免除とします。

（なお、新庄市体育施設については、市内小中学生の附帯設備を除く使用料を無料としています。）

③の使用料の減免措置については、令和 8 年度においては、新庄市に登録している地域クラブについても、経過措置として、認定地域クラブと同様の取り扱いといたします。

(3) これまでの市に登録している地域クラブについて

令和 8 年度においては、これまで市に登録している地域クラブと認定地域クラブが併存した形で引き続き情報提供等実施していきます。令和 9 年度以降の取り扱いについては推進委員会の中で協議いたします。



※新庄市登録地域クラブの紹介ページ等についてはこちらの 2 次元コードを参照ください。

4. 新庄市における部活動及び地域クラブ活動の基本方針について

国や県のガイドラインを受け、「新庄市における部活動の在り方に関する基本方針（令和元年 10 月 10 日）」の見直しを行いました。今回の基本方針は、「新庄市における部活動及び地域クラブ活動の基本方針について」とし、部活動だけではなく、地域クラブ活動も含めた総合的な方針となっています。

代表お問合せ先

新庄市教育委員会 社会教育課 スポーツ推進係

電話(0233)23-5000(直通)

e-mail syakaikyoku@city.shinjo.yamagata.jp